

「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に対する意見

28 貿情セ調（経提）第1号

平成28年10月14日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 調査研究部長 藤本 修
連絡担当者	調査研究部 上席主任研究員 千葉
[住所]	東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階
[電話番号]	03-3593-1146
[FAX番号]	03-3593-1138
1. 輸出令別表第1の5の項、外為令別表の5の項関連（以下「～の項関連」と略す。）	
1) 貨物等省令第4条第七号	
<p>【意見内容】</p> <p>原案の下線部を、次のように修正する。</p> <p>原案 合金又はその粉末であって、次のいずれかに該当するもの（<u>コーティングに使用するために調合したものを除く。</u>）</p> <p>修正案 合金又はその粉末であって、次のいずれかに該当するもの（<u>コーティングに使用するために特に配合したものを除く。</u>）</p> <p>【理由】</p> <p>(1) 本省令改正案に対応するワッセナー・アレンジメント（以下「WA」という）1.C.2 Note のテキストは、”1.C.2 does not apply to metal alloys, metal alloy powder and alloyed materials, specially formulated for coating purposes.” となっています。</p> <p>(2) WA テキストにも含まれる“specially” に即した表現を「特に」又は「特別に」といった形で省令にも反映することにより、今回の改正内容である「除外される貨物をより狭い範囲に限定し、『コーティング用として特別な目的（意図）をもって、配合したもの』だけが規制から除外されること。」をより一層明確にさせていただくよう、要望するものです。</p> <p>(3) また、業界では「調合」という言葉は一般的ではないので、「配合」という文言とした方がより明確になると考えます。</p>	

2. 6の項関連

1) 運用通達の解釈「一方向位置決め繰り返し性」

【意見内容】

上記解釈の「イ 測定条件」の(四)の柱書きを次のように修正する。

(四) スライド駆動のための電源は、次のすべてを満足すること。

→ (四) スライド駆動のための電源は、次の全てを満足すること。

【理由】

他の箇所は、「すべて」を漢字で「全て」に統一しています(たとえば、同じ箇所の(二))。

2) 貨物等省令第5条第二号の施行時期について

【意見内容】

改正に伴う過度的混乱が生じないように余裕をもった施行時期にすることを要望する。

【理由】

本改正により、6の項における工作機械の規制パラメータが「位置決め精度(PA)」から「一方向位置決め繰り返し性(UPR)」に変わります。この結果、従来は非該当であった工作機械の相当数が新たに6の項該当となるため、輸出許可申請件数の増加が予想されます。

また、現在受理されているPA申告値につきましても、今回の改正に伴ってUPRの申告値に切り替えることが必要となり、一時的に相当数の申告値の提出が集中して発生する状況が想定されます。

つきましては、本改正の施行時期については、これらの事情にご配慮いただき、改正に伴う過渡的な混乱が生じないよう余裕をもった改正日程として下さるよう、お願い申し上げます。

3. 7の項関連

1) 輸出令別表第1 7の項(10)

【意見内容】

次のように修正する。

アナログデジタル変換器(四の項の中欄に掲げるものを除く。)

→ アナログデジタル変換用のモジュール、組立品又は装置(四の項の中欄に掲げるものを除く。)

【理由】

「アナログデジタル変換器」とした場合、貨物等省令第6条第一号ホ(一)で規制されている集積回路と誤認される可能性があります。規制対象が集積回路ではなく、アナログデジタル変換を目的とするモジュール、組立品又は装置であることを、より明確にするための修正要望です。

2) 貨物等省令第6条第十号

【意見内容】

次のように修正する。

アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置（アナログデジタル変換カード、波形デジタイザー、データ収集カード、信号収集ボード及び過渡現象記録装置を含む。）であって、次のイ及びロに該当するもの（デジタル方式の記録装置、オシロスコープ、スペクトラムアナライザー、信号発生器、ネットワークアナライザー及びマイクロ波用試験受信機を除く。）

→ アナログデジタル変換用のモジュール、組立品又は装置（アナログデジタル変換カード、波形デジタイザー、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジェントレコーダーを含む。）であって、次のイ及びロに該当するもの（デジタル方式の記録装置、オシロスコープ、スペクトラムアナライザー、信号発生器、ネットワークアナライザー及びマイクロ波用試験受信機を除く。）

【理由】

(1) 『アナログデジタル変換用の』への修正

輸出令別表第1の7の項(10)に関する意見の理由と同じです。

(2) 『トランジェントレコーダー』への修正

・ 現行の輸出令別表第1の7の項(10)は「波形記憶装置」であり、運用通達の「波形記憶装置」の解釈のなかで、『トランジェントレコーダー』という表現が過去から継続して使用されてきております。この『トランジェントレコーダー』の記述は、WA規制テキストの3.A.2.a.5.の中で使用されてきた『transient recorder』がそのまま法令文化されたものです。

・ 改正されたWA 3.A.2.h.規制テキスト中で使用されている表現も、『transient recorder』のままであり、あえて「過渡現象記録装置」という表現に変更する必要性は無く、現在でも使用され、産業界のなかでも定着している『トランジェントレコーダー』の表現にすることを要望いたします。

（ちなみに、現行の「波形記憶装置」の解釈では、「波形デジタイザー」は「波形ディジタイザー」となっています。）

3) 貨物等省令第6条第十号ハ

【意見内容】

次のように修正する。

「ハ 削除」又は「ハ 削る」を追加する。

【理由】

現行規制の『ハ 過渡的信号又は非周期的信号をトリガーにより取得するもの』の部分はWA2015で削除することが合意されております。

4) 運用通達の解釈「貨物等省令第6条第十号中のアナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組み立て品」

【意見内容】

次のように修正する。

＜輸出令別表第1中解釈を要する語＞

貨物等省令第6条第十号中のアナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品

⇒貨物等省令第6条第十号中のアナログデジタル変換用のモジュール、組立品又は装置

＜解釈＞

(判定条項の参照先)

デジタル方式の記録装置、オシロスコープ、スペクトラムアナライザー、信号発生器、ネットワークアナライザー及びマイクロ波用試験受信機は、それぞれ、貨物等省令第6条九号、第十一号から第十五号までの規定に基づいて判定するものとする。

⇒ オシロスコープ、デジタル方式の記録装置、スペクトラムアナライザー、信号発生器、ネットワークアナライザー及びマイクロ波用試験受信機は、それぞれ、貨物等省令第6条九号、第十一号から第十五号までの規定に基づいて判定するものとする。

【理由】

(1) 『アナログデジタル変換用の』への修正

輸出令別表第1 7の項(10)に関する意見の理由と同じです。

(2) 『又は装置』の追加

貨物等省令第6条第十号の改正案には『又は装置』と記述されております。WA規制テキスト3.A.2.hの原文にも、equipmentと記述されております。

(3) 『デジタル方式の記録装置』と『オシロスコープ』の記述の入れ替え

貨物名称の記述を実際の省令の並び順に記述することにより、法令文の精緻化をしていただきたいと考えます。

5) 貨物等省令第6条第十七号ホ

【意見内容】

次のように修正する。

ホ 自動的にウエハーの装填を行うことができるマルチチャンバー対応ウエハー搬送中央装置であって、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) イのいずれか又はロのいずれかに該当する半導体製造装置であってそれぞれ異なるものを3台以上接続することができるように設計したウエハーの出し入れ用の接続部を有するもの(異なる機能を有するものを接続することができるものに限る。)

(二) (略)

【理由】

WA改正前

3.B.1.e

Automatic loading multi-chamber central wafer handling systems having all of the following:

1. Interfaces for wafer input and output, to which more than two functionally different 'semiconductor process tools' specified by 3.B.1.a., 3.B.1.b. or 3.B.1.c. are designed to be connected; and

WA改正後

3. B. 1. e

Automatic loading multi-chamber central wafer handling systems having all of the following:

1. Interfaces for wafer input and output, to which more than two functionally different 'semiconductor process tools' specified by 3.B.1.a.1., 3.B.1.a.2., 3.B.1.a.3. or 3.B.1.b. are designed to be connected; and

WAでは3.B.1.a.,を3.B.1.a.1., 3.B.1.a.2., 3.B.1.a.3.と、各装置を前面に書き出す構成に変更しています。

したが、イのいずれか又は口に該当すると記載することで、イの中に定義されている複数の装置が具体的な構成の要素として認識でき、WAの改正意図に近付くと考えます。

4. 8の項関連

1) 貨物等省令第7条第三号ト

【意見内容】

「ト デジタル電子計算機の附属装置であつて、前条第一号ホ（一）に規定するもの」が削除されるが、単純に「削除」のままでいいのか、貨物等省令第6条第十号との関連をどう解釈すればいいかを、何らかの形（たとえば貴省のQ&A等）で明確にする必要がある、と考える。

【理由】

2015年のWAリストでは、当該箇所に下記のようなN.B.が追記されています。

4. A. 3. e. Not used since 2015

N.B. For "electronic assemblies", modules or equipment,
performing analogue-to-digital conversions, see 3. A. 2. h.

これは、貨物等省令第6条第十号との関連を示したものと理解しますが、ただし、当該貨物等省令に削除されたデジタル電子計算機の附属装置を規定することができないし、運用通達の7の項の解釈「貨物等省令第6条第十号中のアナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品」にも反映することができないと思われしますので、貴省の「Q&A」で、どう解釈すればいいかを示していただきたい。

2) 包括許可取扱要領【別表B】 8の項

【意見内容】

「外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号又は第3号」が削られるが、その下の行の「外為令別表の8の項(1)又は(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの」を次のように2つに分ける。

「外為令別表の8の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの」

「外為令別表の8の項(2)に掲げる技術」

【理由】

外為令別表の8の項(2)にあつては、「上記を除くもの」の対象がなくなるためです。

5. 9の項関連

1) 9の項全般 「Information security」の訳語の統一」

【意見内容】

2015年WAにおいて、以下のとおり

- ・ 5A2 : **Cryptographic information security**
- ・ 5A3 : **Non-cryptographic information security**
- ・ 5A4 : **defeating, weakening or bypassing information security**

と、明示的に5A2、5A3、5A4と分類された。

国際的なハーモナイゼーションの観点から、日本法令においても、5A2、5A3、5A4に相当する用語を定義して、大分類し、その配下で、個々を規定する構造にすることを要望する。

また、Category 5 Part 2 全体を示す Information Security の用語が、日本法令では以下のとおり、統一されていない。これを機に統一を図っていただきたい。

- a) 貨物等省令8条九号タ(ニ) 1 **情報システムのセキュリティ管理**
- b) 貨物等省令8条九号レ(一) 1 **情報システムのセキュリティ管理**
- c) 貨物等省令8条九号ソ **情報システムのセキュリティ管理機能**
- d) 貨物等省令8条九号ツ **情報システムのセキュリティ管理機能**
- e) 貨物等省令8条十三号 **秘密保護機能**

運用通達の9の項の解釈

- f) 「貨物等省令第8条第九号から第十二号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品」の解釈規定中の「**暗号機能又は秘密保護機能**」

役務通達の9の項の解釈

- g) 「貨物等省令第21条第1項第二号の二、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術(プログラムを除く。)」の解釈規定中の「**情報セキュリティに関する技術データ**」
- h) 「貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二及び第九号の規定中のプログラム」の解釈規定中の「**情報システムのセキュリティ管理**」
- i) 「貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号の規

定中のプログラム」の解釈規定のロ（一）中の「情報システムのセキュリティ管理」

【理由】

国際的なハーモナイゼーションの観点からです。改正案から、輸出令別表第一の9の項(9)の「秘密保護機能を有する情報通信システム又はその部分品」の規制が削除された中で「秘密保護機能」の文言があると不自然です。この機会に‘information security’の文言共通化を検討する中で適切な文言に置き換えていただきたい。

2) 輸出令別表第一の9の項（7）等

【意見内容】

<改正案>

- ・輸出令別表第1

9（7）暗号装置又はその部分品

- ・貨物等省令8条九号

暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの

ロ 暗号解析を行うように設計したもの（タ又はレに該当するものを除く。）

は、輸出令別表第1の9の項に（ ）番号を追加し、貨物等省令に新しい号を新設することを要望する。

<要望案>

- ・輸出令別表第1

9（7）暗号装置又はその部分品

9（x）情報システムのセキュリティ管理を無効化し、
弱体化し、又は迂回させる装置又はその部分品

- ・貨物等省令8条九号

ロ 削除

- ・貨物等省令8条x号

情報システムのセキュリティ管理を無効化し、弱体化し、又は迂回させる装置又はその部分品であって、暗号解析を行うように設計したもの（市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。）

【理由】

WAにおいて、Category5 Part2 (Information Security)の「情報システムのセキュリティ管理」は、
<5A2> 暗号により情報システムのセキュリティ管理を行う装置
<5A3> 暗号以外の手法により情報システムのセキュリティ管理を行う装置
<5A4> 情報システムのセキュリティ管理を無効化し、弱体化し、又は迂回させる装置
と3分類され、暗号解析装置は、5A2の暗号装置ではなく、5A4の範疇であることが明示されています。

改正案では、暗号解析装置は、暗号装置の範疇と捉えて規制しており、これは国際的なハーモナイゼーションに支障をきたすとともに、暗号装置ではないと国際合意された暗号解析装置は、輸出令別表第1の9の項(7)では規制されないと考えられても仕方ないと思われま

す。暗号解析装置を規制するのであれば、明確に5A4に相当する規定を政令に設けるべきと考えます。

3) 貨物等省令第21条第1項第九号

【意見内容】

次のように修正する。

プログラムであって、第8条第九号から第十号まで又は第十二号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等のもの、(以下略)

→ プログラムであって、第8条第九号、第十号又は第十二号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等のもの、(以下略)

【理由】

現行の貨物等省令の当該箇所は「第8条第九号又は第十号から第十二号まで」となっており、第8条第九号の二は含まれておりませんが、改正案では「第九号から第十号まで」と第九号の二が含まれており、規制範囲が変更されています。平成24年10月の改正時に、プログラムのアクティベーターが貨物等省令第21条第1項第十七号で個別に規制されているにもかかわらず、貨物等省令第21条第1項第九号で貨物等省令第8条第九号の二の貨物の機能を実現するプログラムとしても規制されているように読めてしまうため、WAとは異なるが、趣旨を踏まえて改正された経緯があります。

4) 貨物等省令第21条第1項第十六号

【意見内容】

2015年12月に公開されたワッセナーのコントロールリストの 5.E.2.b が
5.E.2.b. "Technology" to enable, by means of "cryptographic activation", an item to achieve or exceed the controlled performance levels for functionality specified by 5.A.2.a., that would not otherwise be enabled.

から

5.E.2.b. "Technology" to enable, by means of "cryptographic activation", an item to meet the criteria for functionality specified by 5.A.2.a., that would not otherwise be met.
に改訂されたが、改正案の貨物等省令第21条第1項第十六号の条文に反映されていない。

暗号機能有効化の対象が第8条第九号イに変更された以外には、規制のスコープに変更がないと認識して良いでしょうか？

<パブコメ案>

技術(プログラムを除く。)であって、当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、

又はこれを超えることを可能にするもの

【参考】

貨物での暗号機能有効化の手段のWAコントロールリストの5.A.2.b.では、以前のテキストの表現がそのまま残っている。

5.A.2.b. Designed or modified to enable, by means of "cryptographic activation", an item to achieve or exceed the controlled performance levels for functionality specified by 5.A.2.a. that would not otherwise be enabled;

5) 貨物等省令第21条第1項第十七号

【意見内容】

上記第21条第1項第十六号と同様の確認である。

2015年12月に公開されたWAコントロールリストで5.D.2.d.のテキストが

5.D.2.d. "Software" designed or modified to enable, by means of "cryptographic activation", an item to achieve or exceed the controlled performance levels for functionality specified by 5.A.2.a., that would not otherwise be enabled.

から

5.D.2.d. "Software" designed or modified to enable, by means of "cryptographic activation", an item to meet the criteria for functionality specified by 5.A.2.a., that would not otherwise be met.

に改訂されたが、パブコメ案の貨物等省令第21条第1項第十七号の条文に反映されていない。

暗号機能有効化の対象が第8条第九号イに変更された以外には、規制のスコープに変更がないと認識して良いでしょうか？

<パブコメ案>

プログラムであって、当該プログラムの暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムが第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするもの

6) 運用通達解釈 「暗号機能有効化の手段」

【意見内容】

次のように修正する。

製造者により提供される安全な仕組み（使用者が暗号機能を有効化する又は使用可能にすることができるよう、装置又はソフトウェアと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置又はソフトウェアのために顧客と一対一で対応するものに限る。）によって、使用者が暗号機能を有効化する又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう（例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証

明書等の認証をするものをいう。) 。

→ 製造者により提供される安全な仕組み（使用者が暗号機能を有効化する**若しくは**使用可能にすることができるよう、装置**若しくは**ソフトウェアと一対一で対応するもの**又は**一人の顧客が有する複数の同種の装置**若しくは**ソフトウェアのために顧客と一対一で対応するものに限る。）によって、使用者が暗号機能を有効化する又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう（例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう。) 。

【理由】

現行の通達の中の規定は、「又は」を4つ使用しているが、「又は」が多用されているため、「若しくは」を本来の意味で用いて、解釈を容易にできるものとする。